

八丈町農業委員会

第6回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成29年9月25日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：平成29年9月25日(月) 9:00~9:40

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	菊池 寛
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	沖山 宗春
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	青木 保憲
〃	3	浅沼 寛	〃	10	浅沼 大二郎
〃	4	浅沼 博之	〃	11	菊池 勝男
-	-	-	〃	12	奥山 完己

4. 農業委員欠席：1名 5番 菊池 國仁

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	奥山 利平	委員	5	菊池 睦男
〃	2	大澤 正雄	〃	6	笹本 守彦
〃	3	浅沼 隆章	〃	7	加藤 純生
〃	4	浅沼 孝教			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：12番 奥山 完己委員、1番 磯崎 正委員

8. 議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 報告第3号 前回総会の経過

9. 出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、主査 佐々木 恒

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第6回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが12番、1番委員お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件の方に移って参ります。

議案第1号、「農地法第3条の規定の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

平成29年9月25日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

- 番号1・農地の所在、大字●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農振外
- ・面積2,104㎡・合計筆数1筆となり、合計面積は2,104㎡となります。
- ・譲渡人、●●●●は自身が勤め人であり就農・耕作できない状況であるため、農地を譲り渡す。
- ・譲受人、●●●●は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。
- ・作付予定作物は、ジャガイモ、ダイコン、オクラの耕作を計画されておられます。
- ・売買価格は無償となります。
- 番号2・農地の所在、大字●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農振外
- ・面積1,860㎡・合計筆数1筆となり、合計面積は1,860㎡となります。
- ・譲渡人、●●●●は自身が高齢であり経営規模縮小したいため、農地を売り渡す。
- ・譲受人、●●●●は申請地を購入し、農地として有効利用する。
- ・作付予定作物は、ダイコンその他根菜類の耕作を計画されておられます。
- ・売買価格は●●●●万円とのことです。

図面は島全体図、それぞれの農地の対象地広域図、対象地拡大図を資料として綴っております。番号1農地の所在・順路等のご説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

続きまして番号2農地の所在・順路等のご説明をいたしますので番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2申請地説明】

主査 …それでは、最後に許可要件について説明します。

最後に許可要件について説明します。

番号1の譲受人●●●●さんについては、これまでは自宅の横にてイモ類を栽培されていたとの話しを伺っており、家庭菜園範囲で野菜類栽培してきたとのことですが、今回20aの農地取得することで市場への出荷も行っていきたい意向を伺っておりまして、下限面積も1aを超えているため、問題ありません。従事要件に関しましては、定職に就かれている話は伺っておりませんので、150日基準従事要件は満たされるものと見込んでおります。

地域との調和につきましても、区域に同調した農業をやっていききたいということです。

番号2の譲受人●●●●さんについては、小売店経営者ではありますが、経営する小売店で販売している島タクアンの材料を生産すべく、今回農地取得をいたしたいとの計画を伺っております。経営面積も1aを超えておりますので下限要件は満たされております。従事要件に関しましては、基準日150日以上である要件を満たして耕作されるように話はさせていただいております。地域に根付いておられる方ですので耕作経験豊富な方から指導も受け、満たされるものかと見込んでおります。

地域との調和につきましても、区域に同調した農業をやっていききたいということです。

議長 説明が終わりました。地区推進委員5番から意見を伺いたいと思います。5番推進委員お願いします。

推進委員5番 譲渡人と譲受人は親戚関係にあたるということで、島内在住の譲受人が野菜栽培にて有効利用される農地としてなにも問題無く、大変良いことだと思われま。

議長 はい。それでは農業委員からの意見を伺いたいと思います。6番委員お願いします。

農業委員6番 さきほど推進委員が述べたように、親戚間の無償譲渡とのことで、これまでの栽培経験を活かされ、譲受人が農地を有効活用していくことになにも異論はありません。

議長 わかりました。では番号2農地について地区推進委員よりご意見伺います。推進委員6番お願いします。

推進委員 6 番 事務局説明どおり許可するに問題ないものと思われま

議長 はい。では番号 2 農地について農業委員よりご意見伺います。農業委員 1 番お願いします。

農業委員 1 番 譲渡人は現在、内地の娘さんのところで生活されており、自身で耕作できない状況から、所有農地をだれかに譲り渡したいとの思いをお持ちのようです。

譲受人に関しましては、以前から島タクアの原材料生産を、自身で手掛けてみたい思いがあり、耕作地を探しておられました。今回番号 2 農地の山側に隣接する土地が父親名義の畑となっております。現在杉が生い茂る状況ですが、いずれ相続されるその土地と合わせて、開墾と整備をし直し本件農地にて、ダイコン耕作していきたいとのことで、計画にも問題なく、当然許可にも問題ないものと思われま

議長 はい。では意見出揃いましたが、他の委員よりなにかご意見等ありますか。……ご意見なければ議案第 1 号を許可することにご異議ござい

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することに決しました。

議長 続いて、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権賃借）」を上程いたします。

事務局説明願います。

主査 議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権賃借）、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めま

平成 29 年 9 月 25 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝。

番号 1 案件の 3 筆に関しましては 利用権設定する方、受ける方、同一の方のため、利用権を設定する農用地合計面積まで読み上げた後、内容、利用権を設定する者、設定を受ける者の順に読み上げてまいりま

番号 1、農地①の所在・大字●●●番、登記・田、現況・畑、農振区分・農用内、
面積 629 m²

農地②の所在・大字●●●番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農用内、
面積 346 m²

農地③の所在・大字●●●番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農用内、
面積 782 m²

合計筆数 3 筆となり合計面積は 1,757 m²となります。内容といたしましては新規での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者・●●●●、利用権設定を受ける者・●●●●

利用目的はアシタバ畑との計画です。

設定期間は平成 29 年 10 月 1 日から 10 年間の設定ですので満了日は平成 39 年 9 月 30 日となります。

年間賃借料は無償となっております。

番号 2、農地の所在・大字●●●番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農振外、
面積 1,118 m²、

合計筆数 1 筆となり合計面積は 1,118 m²となります。内容といたしましては新規での設定
取扱いとなります。

利用権を設定する者・●●●●、利用権設定を受ける者・●●●●

利用目的はオクラ、イモ類の野菜畑との計画です。

設定期間は平成 29 年 10 月 1 日から 10 年間の設定ですので満了日は平成 39 年 9 月 30 日と
なります。

年間賃借料は無償となっております。

番号 3、農地の所在・大字●●●番、登記・山林、現況・畑、農振区分・農振外、
面積 4,636 m²

合計筆数 1 筆となり合計面積は 4,636 m²となります。

内容といたしましては新規での設定取扱いとなります

利用権を設定する者・●●●●、利用権設定を受ける者・●●●●

利用目的はオクラ、イモ類の野菜畑との計画です。

設定期間は平成 29 年 10 月 1 日から 10 年間の設定ですので満了日は平成 39 年 9 月 30 日と
なります。

年間賃借料は無償となっております。

主査 続いて対象地所在・順路等のご説明に移りますので、番号 1 農地の対象地域広域図をご覧
ください。

【番号 1 申請地説明】

続きまして番号 2 農地の所在・順路等のご説明をいたしますので番号 2 農地の対象地域広
域図をご覧ください。

【番号 2 対象地説明】

続きまして番号 3 農地の所在・順路等のご説明をいたしますので番号 3 農地の対象地域広
域図をご覧ください。

【番号3対象地説明】

…最後に確認事項ですが、今回利用権設定を受ける方、両名ともに認定農業者ですので、全部効率利用、常時従事については問題ありません。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。番号2番3番農地に関しまして、私に関わる案件となりますので、番号1農地のみ、先に決着させていただき、私に関わる案件につきましては、委員皆さんからご意見を伺い、決着するに際しては、職務代理者と進行を交代させていただきますことあらかじめ申し上げておきます。

それでは、番号1の案件に関しまして地区推進委員より、ご意見いただきたいため推進委員2番よろしく申し上げます。

推進委員6番 先日対象地を拝見しにいかせていただきました。譲受人のアシタバ生産技術力は大変すばらしく、現状は一部の筆では、竹林化してしまっておりますが、その技術力を以って頑張つて、耕作されるものと見込まれ、対象地を利用権設定することに問題ないものと思われま

議長 はい。では農業委員よりご意見伺います。農業委員7番申し上げます。

農業委員7番 僕の方でも対象地を見に行かせてもらいました。また利用権設定を受ける方にもお会いいたしました。

ご説明ありましたとおり、現状は、一部竹林化してしまっておりますが、設定を受ける方のこれまでの農地の管理能力・意欲からして、今後設定地を整備して、アシタバ耕作されるものと見込まれます。また所有権設定をする方に関しましては、現在土木会社勤務されており、所有農地の活用を現状は考えておられないとのことで、農地有効利用の観点からも利用権設定することは良いことだと思われま

議長 はい。それでは番号1農地に関しまして、他の委員よりなにかご意見や質疑等ありますか。……ご意見なければ番号1農地を承認することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号番号1農地については承認と決しました。

議長 それでは番号2及び3農地についての各委員からのご意見を伺う前に、本件に関わる私は退出いたしますので、私に代わって職務代理者は議長席へ着席いただき、議事進行されるようお願いいたします。

…【議長退出】…

…【職務代理者議長席着席】…

職務代理者 それでは、改めまして私の方で議事進行させていただきます。では早速、番号 2 及び 3 の農地に関しましては同じ地区であるため、両方合わせて地区推進委員 4 番から意見を伺いたいと思います。4 番推進委員お願いします。

推進委員 4 番 はい。番号 2 農地の利用権設定する方は利用権設定を受ける方の娘婿にあたりまして、自身は大工を営んでおられ、就農はされていない状況にあります。現状も利用権設定を受ける方が農地の手入れをしてきた経緯がございます。また番号 3 農地に関しましても、利用権設定する方と受ける方では、親族関係にあたり、対象地の草木伐採などの手入れを利用権設定受ける方が頼まれて手掛けてきた経緯がございます。この度、農家として、農業経営地拡大のために、対象地を利用権設定する意向に、利用権設定する方々から同意得られているわけですので、承認することになんら問題ありません。

職務代理者 はい。では地区農業委員 8 番から番号 2 及び 3 の農地に関しましての意見を伺いたいと思います。8 番委員お願いします。

農業委員 8 番 はい。利用権設定を受ける方はロベレニー耕作の他に、野菜栽培にも力を注いでおられます。経営地拡大は農家にとって大変喜ばしいことだと思っております。

利用権設定受ける方の息子さんは、現在農業の勉強をしておられ、数年後には利用権設定受ける方の農業を手伝って就農されるものと思われれます。生産出荷力の向上を見据えての農業経営地の拡大は意義あるものと見込んでおりますので、委員の皆様方のご承認よろしくお願いたします。

職務代理者 はい。では他のご意見や質疑をお受けいたしますが、なにかございますか。
……ご意見なければ番号 1 農地を承認することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

職務代理者 異議なしと認め、議案第 2 号番号 2 及び 3 農地については承認と決しました。事務局は退出された議長に結果を伝え、議場自席に戻られるよう伝えてください。

それでは私の議事進行を終えさせていただきます、自席に戻らせていただきます。

…【職務代理者議長離席後自席へ】…

…【議長議場入室・議長席着席】…

議長 それでは議事進行改めて私の方で進めさせていただきます。
報告第 3 号の前回総会の経過でございますが、皆様に配布された資料のとおりとなっておりますので、各自ご確認願います。